

○伯耆町家庭用発電設備等導入推進補助金交付要綱

平成25年4月30日

告示第31号

改正 平成26年4月30日告示第30号

平成29年5月18日告示第58号

平成31年4月1日告示第40号

令和4年4月22日告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伯耆町補助金等交付規則（平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、伯耆町家庭用発電設備等導入推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、町民の太陽光発電システム等の導入に対して支援を行い、地球温暖化の防止など地球環境の保全に対する意識高揚を図り、環境にやさしい町づくりを推進することを目的として交付する。

(対象設備)

第3条 本補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、町内に存する建物に設置し、別表の第2欄に掲げる要件を満たす同表の第1欄に掲げる設備とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象設備を同時に導入する場合は、いずれか一つのみを本補助金の交付の対象とする。ただし、定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）及び電気自動車等充給電設備を導入する場合を除く。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、町内に住所を有し（第7条に規定する完了届を提出する日までに町内に住所を有することとなる者を含む。ただし、法人は除く。）、自らが居住する住宅（本人又はその世帯員が所有し、町内に存するものに限り、店舗、事務所等の用に供する部分と併用する住宅を含む。以下同じ。）に対象設備を導入しようとする者又は自らが居住することを目的として対象設備が設置された建売住宅（以下「対象設備付き住宅」という。）を取得しようとする者で、過去に本補助金の交付を受けていない者（その世帯員を含む。）とする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、別表の第1欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げるところにより算出した額（1,000円未満の端数はその端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に掲げる額を限度額とする。

2 町長は、本補助金の交付決定をした後において、規則第12条第1項の承認をした場合であっても、前項の規定にかかわらず交付決定額の増額変更は行わないものとする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、対象設備の設置又は対象設備付き住宅の引渡し前に規則第6条の規定による申請を行わなければならない。

2 規則第6条の申請書に添付すべき書類は別表の第1欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の第5欄に掲げる書類とする。

(実績報告)

第7条 規則第15条に定める完了届は、事業が完了した日から5日を経過した日又は当該事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別表の第1欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の第6欄に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の完了届を町長に提出したときは、規則第19条に規定する実績報告書の提出は省略することができる。

(交付決定の取消等)

第8条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した本補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 本補助金の交付の決定を受ける前に、対象設備の施工に着手したとき（対象設備付き住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡しを受けたとき）

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は本補助金の申請に関し、不正な行為があったとき

(3) 本補助金の目的以外に対象設備を使用し、譲渡し、交換し、又は転貸したとき

(調査等の協力)

第9条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて対象設備に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。ただし、別表の太陽光発電システムの第2欄イの規定は、平成25年6月1日から適用する。

(伯耆町住宅用太陽光発電システム導入推進補助金交付要綱の廃止)

- 2 伯耆町住宅用太陽光発電システム導入推進補助金交付要綱（平成24年伯耆町告示第13号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定により廃止される伯耆町住宅用太陽光発電システム導入推進補助金交付要綱に基づき交付決定を受けた補助対象者に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月30日告示第30号）

この告示は、平成26年4月30日から施行する。

附 則（平成29年5月18日告示第58号）

この告示は、平成29年5月18日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第40号）

この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月22日告示第72号）

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

